

専決処分報告 第2号

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案に係る意見聴取に関する 議案専決処分報告

令和7年12月高知県議会定例会に提出した別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

高知県教育委員会事務専決規程

第6条 教育長は、第2条に定める事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。

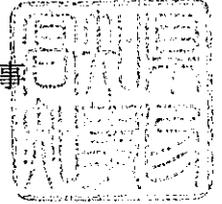
2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。



7 高財政第 384 号
令和 7 年 12 月 10 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出したの議案に関する
意見について

令和 7 年 12 月高知県議会定例会に提出したの下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、国家公務員と同様に、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加することを可能とする自己啓発等休業の制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 主要な内容

- (1) 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員の申請により、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために3年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業をすることを承認することができること。（第2条、第3条及び第6条）
- (2) 大学等課程の履修のための休業の対象となる教育施設は、大学等のほか、大学等の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設等とすること。（第4条）
- (3) 国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものは、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等とすること。（第5条）
- (4) 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者の承認を得て、(1)の休業の期間を超えない範囲内において、自己啓発等休業の期間を延長することができること。（第7条）
- (5) 任命権者が自己啓発等休業の承認を取り消す事由は、自己啓発等休業をしている職員が正当な理由なく在学している課程を休学等し、又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと等とすること。（第8条）
- (6) 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合等には、その旨を任命権者に報告しなければならないこと。（第9条第1項）
- (7) 自己啓発等休業をした職員については、職務復帰後において号給を調整することができること。（第10条）
- (8) 自己啓発等休業をした期間については、退職手当の算定における在職期間から除算すること。（第11条）
- (9) この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公営企業局管理規程で定めること。（第12条）
- (10) この条例の施行の日前においても、(1)の例により自己啓発等休業の承認の申請ができること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、2の(10)は、規則で定める日から施行する。

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案説明

この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、国家公務員と同様に、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加することを可能とする自己啓発等休業の制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

第 号

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

令和7年12月5日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）を含む。以下同じ。）の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 法第26条の5第1項の規定に基づき、任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学その他の教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が適当であると認めるもの

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は

一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることであり、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第3条に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する

場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(人事委員会規則等への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において自己啓発等休業をするため、法第26条の5第1項の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けようとする職員は、同日前においても、第2条の規定の例により、当該承認を申請することができる。

(高知県職員定数条例の一部改正)

3 高知県職員定数条例(昭和24年高知県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号を同項第10号とし、同項第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例(令和7年高知県条例第 号)第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた職員

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年高知県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例(令和7年高知県条例第 号)第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員に対しては、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

5 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成21年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例(令和7年高知県条例第 号)第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした期間

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年高知県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員に対しては、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（高知県学校職員定数条例の一部改正）

7 高知県学校職員定数条例（平成14年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員

（高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正）

8 高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第8号を同項第9号とし、同項第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた警察職員

新	旧	対	照	表
高知県職員定数条例（抜粋）			高知県職員定数条例（抜粋）	
（職員の定数）			（職員の定数）	
第2条 略			第2条 略	
2 次に掲げる職員については、任命権者が必要があると認める限度において、前項に定める職員の定数の外に置くことができる。			2 次に掲げる職員については、任命権者が必要があると認める限度において、前項に定める職員の定数の外に置くことができる。	
（1）・（2） 略			（1）・（2） 略	
<u>（3） 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた職員</u>				
<u>（4）～（10） 略</u>			<u>（3）～（9） 略</u>	

新 旧 対 照 表
新 旧

技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（給与の基準）

（給与の基準）

第4条 職員の給与の基準は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）に規定する職員に支給される給与を基準とする。

第4条 職員の給与の基準は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）に規定する職員に支給される給与を基準とする。

2 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員に対しては、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

2・3 略

3・4 略

新 旧 対 照 表

新
高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
(抜粋)

旧
高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例
(抜粋)

(大学院等派遣研修費用の償還)

(大学院等派遣研修費用の償還)

第3条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

第3条 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

2・3 略

2・3 略

4 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

4 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

(4) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例(令和7年高知県条例第 号)第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした期間

(4)・(5) 略

(5)・(6) 略

新 旧 対 照 表
新 旧

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抜粋）

（休職者等の給与）

（休職者等の給与）

第18条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより
給与を支給することができる。

第18条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより
給与を支給することができる。

2 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条
例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて
自己啓発等休業をしている職員に対しては、自己啓発等休業をし
ている期間については、給与を支給しない。

3・4 略

2・3 略

新 新	旧	対	照	表	旧	
高知県学校職員定数条例（抜粋）					高知県学校職員定数条例（抜粋）	
（職員の定数）					（職員の定数）	
第3条 略					第3条 略	
2 次に掲げる職員については、高知県教育委員会が必要があると認める限度において、前項に定める職員の定数の外に置くことができる。					2 次に掲げる職員については、高知県教育委員会が必要があると認める限度において、前項に定める職員の定数の外に置くことができる。	
(1)・(2) 略					(1)・(2) 略	
(3) <u>高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員</u>					(3)～(7) 略	
(4)～(8) 略						

新	旧	対	照	表	旧
高知県警察の設置及び定員に関する条例（抜粋）			高知県警察の設置及び定員に関する条例（抜粋）		
（定員）			（定員）		
第10条 略			第10条 略		
2・3 略			2・3 略		
4 次に掲げる警察職員については、任命権者が必要があると認める限度において、第1項に規定する警察職員の定員の外に置くことができる。			4 次に掲げる警察職員については、任命権者が必要があると認める限度において、第1項に規定する警察職員の定員の外に置くことができる。		
（1）・（2） 略			（1）・（2） 略		
<u>（3） 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第 号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた警察職員</u>					
<u>（4）～（9）</u> 略			<u>（3）～（8）</u> 略		

高知県職員の修学部分休業に関する条例 及び 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例 の新設について

令和7年12月議会
行政管理課

概要

- 地方公務員法の規定に基づき、大学等における修学や国際貢献活動のために一定の期間内で休業することを認める制度を導入し、**職員の主体的な学びを通じたキャリア形成を支援するもの**
- 職員に**リスキリングや国際協力の機会を提供**する柔軟な仕組みづくりを行うほか、魅力ある職場環境づくりに取り組むことで、**人材確保や離職防止につなげる**

1. 修学部分休業

(1) 制度の対象

大学等における修学

(2) 取得期間

2年の期間内

(3) 取得単位

1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、
5分単位

(4) 給与

勤務しない1時間につき勤務時間1時間当たりの
給与額を減額

(5) 退職手当

影響しない

取得事例

- 大学院の研究科において農業分野について学ぶカリキュラムを履修
(週に1、2回、2年間で100日程度の授業に出席等)

2. 自己啓発等休業

(1) 制度の対象

大学等の課程の履修又は国際貢献活動

(2) 取得期間

大学等への修学 : 2年を超えない範囲内
国際貢献活動 : 3年を超えない範囲内

(3) 取得単位

連続する期間で、日単位

(4) 給与

支給しない

(5) 退職手当

在職期間から除算

取得事例

- 大学で公共政策分野について学ぶため、社会人入学で2年間の課程を履修
- 開発途上国での課題解決に貢献するJICA海外協力隊の活動に2年半従事

3. 施行期日

令和8年4月1日 (申請手続については規則で定める日から可能とする。)